

令和5年度 半田市地域防災計画の修正要旨

1 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。（災害対策基本法第42条）

また、地域防災計画の作成、修正は、市町村防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）

2 修正概要

- (1) 愛知県地域防災計画（令和5年度修正）に基づく修正
- (2) 市の取り組みを反映した修正

3 修正要旨

- (1) 愛知県地域防災計画（令和5年度修正）に基づく修正
 1. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正
 2. ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正
- (2) 市の取り組みを反映した修正
 1. 災害時の住宅対策（応急危険度判定等）に関する記述の修正
 2. 災害警戒区域・特別警戒区域の追加（県の指定による追加）
 3. 災害時支援協定の表記整理